

看護職員の資質向上支援事業補助金

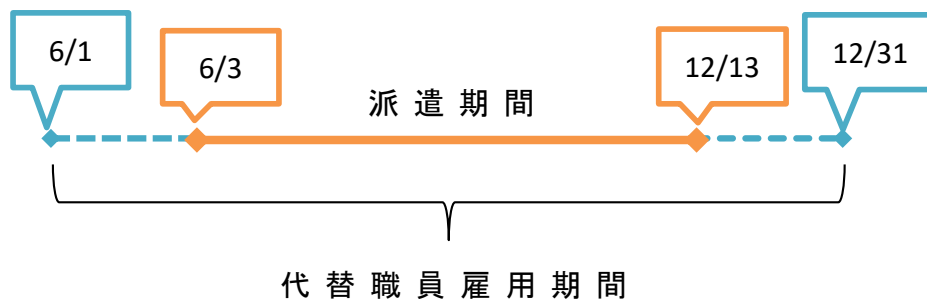
～対象経費の考え方～

1 代替職員人件費について

- 派遣期間中にかかった代替職員の人件費のみが対象経費として計上できます。
※点線部は日割り計算によって、対象経費から落とす必要があります。
- 賞与は対象外です。計上しないでください。

(例)

派遣期間	令和5年6月3日～令和5年12月13日
代替職員雇用期間	令和5年6月1日～令和5年12月31日



《日割り計算の方法》(例 6月分の給与について)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{6月の総支給額} \\ \hline \text{300,000円} \\ \hline \end{array} \times \frac{28\text{日(賃金計算期間一点線部)}}{30\text{日(賃金計算期間)}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{280,000円} \\ \hline \end{array}$$

対象経費として計上可能

2 受講料について

額の確定後に医療機関等が支出した受講料を、受講者本人から医療機関等に返還させる等の事態が生じた場合は、補助金の返還が必要になりますのでご注意ください。